

令和2年 第1回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年1月7日(火) 午前9時00分～午前9時56分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(34人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	10番 野田弘之 委員
12番 岩石 学 委員	13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員
15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員
18番 森口弘実 委員	19番 川崎敏樹 委員	20番 小柳眞佐美 委員
21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員	23番 小野愛子 委員
24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員	26番 片渕秋正 委員
27番 松尾利助 委員	28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員
30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員(2人)

9番 中村勝郎 委員 11番 宮崎裕二 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 令和2年白石町農用地利用集積計画(1号)の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1)合意解約の報告

業務連絡事項 (1)第2回農業委員会総会の日時及び場所

(2)令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

(3)その他

6. 農業委員会事務局職員

課長補佐兼農地農政係長 香月 康彦 農地農政係長 吉原 浩
農地農政係 川崎 由香

7. その他出席職員

8. 会議の概要

課長補佐 それではただいまより、令和2年1月第1回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第1回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

課長補佐 どうもありがとうございました。

本日は、9番中村勝郎委員、11番宮崎裕二委員から欠席の届けがっております。ただ今の出席委員は36名中34名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、24番山口八州男委員、25番田口千津子委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第1号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第1号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第1号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。大字遠江字遠太捌〇〇番、田920㎡です。

譲渡人は、白石町大字遠江〇〇番地、遠江捌の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字築切〇〇番地、八の割の〇〇さんです。

耕作面積は、田88,017㎡、畑15,764㎡、計103,781㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として12月26日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米麦を中心に約10haの規模で営農されています。譲受人は、今後もこれまで同様に周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第1号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第1号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第2号 =

議長 続きまして、議案番号第2号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第2号。

権利の種類は所有権移転(贈与)。

申請農地の表示。白石町大字福富字三番搦〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田19,388㎡です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。

耕作面積は、田19,388㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、子に対する贈与(相続時精算課税制度適用)です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したとこ

ろでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 2 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 3 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 3 号について、事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 3 号。

申請農地の表示。大字福富字北搦〇〇番、畑 250 m²、同じく〇〇番、田 3.61 m²、同じく〇〇番、田 6.70 m²、同じく〇〇番、畑 110 m²、同じく〇〇番、畑 97 m²、計 467.31 m²です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さんです。

転用目的は、農業用倉庫、庭となっております。

転用の事由としまして、〇〇番、〇〇番、〇〇番については、昭和 46 年頃から、〇〇番については、昭和 52 年頃から農業用倉庫として、〇〇番については、平成 8 年頃から庭として利用していたというものです。これについては始末書の提出がありません。

事業または施設の概要は、農業用倉庫 58.24 m²、農業用倉庫 28.28 m²、農業用倉庫 24.75 m²、庭 97 m²、通路・その他 259.04 m²です。

位置及び影響等は、東側が田・畑・宅地、西側が道路・畑・田、南側が宅地・田・畑・道路、北側が畑・田・宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番、〇〇番は農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しにて決定公告がなされています。〇〇番、〇〇番、〇〇番は農振除外が当初からな

されています。

〇〇番、〇〇番、〇〇番については、農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）です。

〇〇番、〇〇番については、農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては2ページから3ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として12月24日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用倉庫、庭を目的とするものです。隣接する宅地と併せての利用であることと、周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第3号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

=議案番号第4号=

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。

議案番号第 4 号について、事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 4 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字福吉字四本黒木〇〇番、田 1,126 m²、大字福吉字三本黒木〇〇番、田 765 m²、計 1,891 m²です。

譲渡人は、白石町大字福吉〇〇番地、大戸下の〇〇さん。譲受人は佐賀市兵庫町大字藤木〇〇番地、〇〇さんです。

転用目的は、貸駐車場となっております。

転用の事由は、隣接の医療モールの駐車場が不足しているため、社員専用貸駐車場等として利用したいというものです。

事業または施設の概要は、駐車場（70 台分）910 m²、通路・その他 981 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路・宅地・田、西側が田・宅地、南側が水路・宅地、北側は道路・水路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しにて決定公告がなされています。

〇〇番については、農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するものです。許可基準の該当事項としまして、許可し得るものです。

〇〇番については、農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、隣接する医療モールへの貸駐車場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、隣接農地の耕作者、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。売買価格はいくらぐらいでしょうか。

課長補佐 10a あたり〇〇円です。

○番 わかりました。

議長 他にありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第4号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第5号 =

議長 続きまして、議案番号第5号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第5号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字福富字北搦〇〇番、畑 31 m²、同じく〇〇番、田 111 m²、同じく〇〇番、田 1.71 m²、同じく〇〇番、田 399 m²、計 542.71 m²です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さん、借受人は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さんです。

転用目的は、農家分家住宅、駐車場及び育苗ハウスです。

転用の事由は、花きの育苗ハウスが必要となったため、平成19年頃から育苗ハウスとして利用していた。このことについては、始末書の提出があります。また、子供が成長し、居住している住宅が手狭になったことから、借受人が営農している農業(花き)ハウスの近くに農家分家住宅を建設したいというものです。

事業または施設の概要は、農家分家住宅(1棟) 101.44 m²、駐車場(2台分) 25 m²、育苗ハウス(1棟) 96 m²、通路他 320.27 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が田・畑・宅地、南側が田・畑・道路、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、〇〇番は、農振除外が令和元年8月7日に一般により決定公告がなされています。〇〇番、〇〇番、〇〇番は、当初から農振除外がなされています。

〇〇番、〇〇番、〇〇番については、農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。

〇〇番については、農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6ページから7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として12月24日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、親所有の農地を子が借り受けて、農家分家住宅、駐車場、育苗ハウスを整備するというものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、一部が以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第5号は原案のとおり申請を許可

相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 6 号＝

議長 続きまして、議案番号第 6 号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第 6 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地の表示。大字田野上字五本榎〇〇番、田 55 m²、同じく〇〇番、畑 114 m²、計 169 m²です。

譲渡人は、白石町大字田野上〇〇番地、島津の〇〇さん、譲受人は、白石町大字田野上〇〇番地、島津の〇〇さんです。

転用目的は、庭、家庭菜園、宅地拡張です。

転用の事由は、〇〇番については、平成 5 年頃から庭の一部として、〇〇番については、平成 18 年頃から家庭菜園、宅地の一部として、譲受人の亡き父が利用していた。これについては始末書の提出があります。

事業または施設の概要は、庭 55 m²、家庭菜園 85 m²、宅地拡張（合併浄化槽）6 m²、通路・その他 23 m²です。

位置及び影響等は、東側が宅地・田、西側が道路・畑、南側が田・宅地、北側は宅地・畑です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しにより決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分も 1 を超えないものに限る）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、庭、家庭菜園、宅地拡張を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第6号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第7号＝

議長 続きまして、議案番号第7号、事務局に説明を求めます。

課長補佐 議案番号第7号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字深浦字清水〇〇番、畑1,905㎡です。

譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地、百貫の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字今泉〇〇番地、網代の〇〇さんです。

転用目的は、貸事務所、貸資材置場、貸駐車場です。

転用の事由は、型枠工事業を営んでいるが、型枠材保管場所、駐車場、事務所用地として平成21年頃から使用していた。このことについては、始末書の提出があっ
ていません。令和元年に個人事業から法人成し、事業を引き継ぐに際し、個人で取得し法人に貸与したい。

事業または施設の概要は、事務所38㎡、型枠・資材置場512㎡、駐車場・その他1,359.09㎡です。なお、河川占用部分が4.09㎡含まれております。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が畑・雑種地、南側が河川、北側は宅地・畑・道路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成10年10月23日に見直しにより決定公告がなされています。

農地区分は第2種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投

資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、貸事務所、資材置場、駐車場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 7 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 7 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 8 号＝

議長 続きまして、議案番号第 8 号、4.「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（1 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 8 号、令和元年白石町農用地利用集積計画（1 号）の承認決定についてご説明します。

はじめに所有権移転関係でございます。今回は 1 件となっております。

整理番号の1番、買い手は太原上の〇〇さん。売り手は新昌の〇〇さん。土地の表示は、大字遠江字八平〇〇番、畑の1筆で10,134㎡。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は令和2年1月8日、支払期限は令和2年5月29日。10a当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は73,640㎡です。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2ページの2番については、昨年12月27日に農協より取消しの連絡があり、空き番号になります。2ページから5ページにかけて33件、6ページから7ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が19件、合わせて52件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が52件、使用貸借権設定が1件となっております。そのうち新規が37件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが8件で、再設定は15件でした。また農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定をされているものが28件です。今回の利用権の総面積は274,033㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが1件、個人によるものが32件、農地中間管理機構によるものが19件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は9件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、52件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第8号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第8号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについても、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 8 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 8 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 9 号～第 13 号＝

議長 続きまして、5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 9 号から 13 号まで一括して事務局に説明を求めます。

課長補佐 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 9 号。申し出農地の表示。大字遠江字八平〇〇番、畑の 5,632 m²、同じく〇〇番、畑 4,450 m²、計 10,082 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字横手〇〇番地、中南の〇〇さんです。申請理由は、耕作が困難なための農地の処分です。議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

議案番号第 10 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、畑の 1,651 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字横手〇〇番地、只江の〇〇さんです。申請理由は、農地の売買の希望があったための農地の処分です。議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

議案番号第 11 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 2,199 m²、同じく〇〇番、田 2,196 m²、大字新明〇〇番、田 4,616 m²、同じく〇〇番、田 4,618 m²、同じく〇〇番、田 6,160 m²、計 19,789 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 2B の〇〇さんです。申請理由は、耕作者がいないための農地の処分です。議案の位置図は、14 ページから 16 ページをご覧ください。

議案番号第 12 号。申し出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田の 1,193 m²、同じく〇〇番、田 1,941 m²、計 3,134 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、江北町大字佐留志〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、資金確保のための農地の処分です。議案の位置図は、17 ページをご覧ください。

議案番号第 13 号。申し出農地の表示。大字八平大字新開〇〇番、畑の 2,844 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町永田〇〇番地、〇〇さんで

す。申請理由は、高齢による農地の処分です。議案の位置図は、18 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 9 号から議案第 13 号まで 5 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 9 号から議案番号第 13 号までご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 9 号から 13 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願いします。

議案番号第 9 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 10 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 11 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 12 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 13 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 9 号は○番○○委員と○番○○委員、10 号は○番○○委員と○番○○委員、11 号は○番○○委員と○番○○委員、12 号は○番○○委員と○番○○委員、13 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いいたします。

課長補佐 今回から、お手元の議案に記載しておりますが、議案番号第 9 号は○○、10 号は○○、

11号は〇〇、12号は〇〇、13号は〇〇です。以後の連絡調整につきましては担当職員
のほうによろしくお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 （事務局より報告事項を行う）

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡を
お願いします。

事務局 （事務局より業務連絡事項について説明）

① 令和2年第2回農業委員会総会の日時及び場所

② 令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第1回農業委員会総会を閉会
いたします。

閉会時刻 午前9時56分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員